

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

当館にて帰国のためのフライト情報をまとめてみましたところ、現時点では、日本と PNG を結ぶ商用便としては、(1)POM→ブリスベン(豪州)→オークランド(NZ)→成田と、(2)POM→香港→成田、(3)POM→ブリスベン→台湾(台北桃園空港)→成田／関空、が利用可能で、詳細は以下の通りです。

なお、豪州・日本間の直行便としてシドニー・成田間の商用便が運航していますが、現時点ではポートモレスビーからシドニーには渡航出来ません。(また 12 月 6 日から成田発メルボルン行きが再就航していますが、メルボルン発成田行きは引き続き運休とされています。)

在留邦人の皆様におかれましては、各航空会社の運行状況、経由地での乗継ぎ(トランジット)条件、必要な申請方法等は随時変更される可能性を十分に考慮の上、必ずご自身で航空会社や代理店に確認するようにお願いします。

## 1 フライト情報

(1)POM→ブリスベン(豪州)→オークランド(NZ)→成田

・ポートモレスビー→ブリスベン(ニューギニア航空・PX3便)

・ブリスベン→オークランド(NZ航空・846便)

・オークランド→成田(NZ航空・99便)

【ニューギニア航空HP】

<http://www.airniugini.com.pg/>

【NZ航空HP】

<https://www.airnewzealand.jp/resume-nrt-akl-flights-information>

(2)POM→香港→成田

・ポートモレスビー→香港(ニューギニア航空・PX008便)

・香港→成田(キャセイパシフィック航空・CX520便)

【キャセイパシフィック航空HP】

[https://www.cathaypacific.com/cx/ja\\_JP.html](https://www.cathaypacific.com/cx/ja_JP.html)

(3)POM→ブリスベン(豪州)→台湾(台北桃園空港)→成田／関空

・ポートモレスビー→ブリスベン(ニューギニア航空・PX003便)

・ブリスベン→台湾(エバー航空・BR316便)

(中華航空・CI054便)

・台湾→成田(エバー航空・BR198便)

(中華航空・CI100、CI104便)

・台湾→関空(エバー航空・BR132便)

【中華航空 HP】

<https://www.china-airlines.com/jp/jp>

【エバー航空 HP】

<https://www.evaair.com/ja-jp/index.html>

【ニューギニア航空 HP】

<https://www.airniugini.com.pg/>

## 2 乗継ぎ関連情報

### (1) ブリスベンでの乗継ぎについて

現在、第3国から豪州国内において乗継ぎをする場合は、国際線で到着した空港と出国する空港が同じである必要があります。また豪州国外からブリスベンを経由して PNG へ向かう際には、乗継ぎ時間に応じて以下の申請が必要となり、乗継ぎ待ちをする場所が変わります。

●8時間未満の乗継ぎの場合

- (a) 豪州トランジットビザの取得、豪州から先の旅程に係わる証拠書類(E チケット等)が必要。
- (b) 空港内で次の乗継ぎまで待機する。

●8～72時間の乗継ぎの場合

- (a) 豪州トランジットビザの取得、豪州から先の旅程に係わる証拠書類(E チケット等)が必要。
- (b) 現地で指示される指定ホテルで次の乗継ぎまで待機する。

※72時間以内の乗継ぎの場合には隔離免除申請は不要です。

※豪州トランジットビザ=Transit visa(subclass771)は以下のリンクから申請いただけます。

※12月9日以降、豪州に入国または乗継ぎをする場合、豪州に向かう航空機に搭乗する72時間前までに Australia Travel Declaration を申請する必要があります。この措置は、旅行者と同じ航空機内にコロナ陽性者がいた場合に保健機関が迅速に検疫処置を実行するためのものです。旅行者に対して費用は発生しません。申請の際には、下記サイトをご覧ください。

【内務省 HP(Australia Travel Declaration)】

<https://covid19.homeaffairs.gov.au/australia-travel-declaration>

【内務省 HP】

<https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/getting-a-visa/visa-listing/transit-771>

【豪州保健省 HP】

<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert/coronavirus-covid-19-restrictions/coronavirus-covid-19-advice-for-international-travellers#recommended-quarantine-exemptions-for-some-other-travellers>

【ブリスベン空港 HP】

<https://www.bne.com.au/passenger/passenger-information/covid-19-coronavirus>

(2) 香港での乗継ぎについて

現在、香港での乗継ぎについては、以下の要件を満たす場合にのみ認められています。

- (a) 乗継ぎの旅程が同一予約記録に含まれている場合
- (b) 最終目的地の入国条件を満たしている場合
- (c) 手荷物を最終目的地まで預入が完了している場合(スルーチェックイン)
- (d) 出発地から乗継ぎ後までの搭乗券の発行が完了している場合
- (e) 便の乗継ぎ時間が 24 時間以内の場合

【在香港日本総領事館 HP】

[https://www.hk.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/00\\_000494.html](https://www.hk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000494.html)

【キャセイパシフィック HP(香港トランジットについて)】

[https://www.cathaypacific.com/cx/en\\_US/covid-19/hong-kong-travel-restrictions.html#:~:text=Passengers%20will%20be%20able%20to%20transit%20through%20Hong%2C%20their%20baggage%20checked%20through%20to%20the%20final%20destination%3B](https://www.cathaypacific.com/cx/en_US/covid-19/hong-kong-travel-restrictions.html#:~:text=Passengers%20will%20be%20able%20to%20transit%20through%20Hong%2C%20their%20baggage%20checked%20through%20to%20the%20final%20destination%3B)

(3) 台湾(台北桃園空港)での乗継ぎについて

現在、台湾での乗継ぎについては、同一航空会社同士による8時間以内の乗継ぎの場合にのみ認められています(以下の台湾 Centers for Disease Control の HP 参照)。フライトの遅延等によって乗継ぎ時間が8時間を超過する場合の対応等については、各航空会社へ必ずお問合せ下さい。また、12月1日以降、台湾へ到着または乗継ぎをする全ての旅客は、搭乗前3日以内に受検した COVID-19PCR 検査陰性証明書を提示する必要がありますので、ご注意ください。

【エバー航空 HP(重要なお知らせ)】

<https://www.evaair.com/ja-jp/about-eva-air/news/news-ticker/>

【中華航空 HP(旅行情報)】

<https://www.china-airlines.com/jp/jp/discover/news/travel-advisory?travelAlert=41808-7030>

【台湾 Centers for Disease Control HP】

<https://www.cdc.gov.tw/En/Bulletin/Detail/pis3aYhaXkLCDrN8XV-9KQ?typeid=158>

【日本台湾交流協会 HP】

<https://www.koryu.or.jp/news/?itemid=1957&dispmid=5287>

※各国のビザ及び検疫免除に係わる申請等については、事情により急な変更もあり得ますので、常に最新の情報を航空会社、旅行代理店等から入手するようにしてください。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

【問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所: Godwit Road、 Waigani、 Port Moresby、 NCD、 Papua New Guinea

電話: 3211800

国外からは(国番号 675)321-1800

E-mail: [sceoj@pm.mofa.go.jp](mailto:sceoj@pm.mofa.go.jp)

ファックス : 323-0153

国外からは(国番号 675)323-0153

ホームページ: <http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>